

区分所有法 集会の招集 宅建 H13-15-4 <<#581>>

【問】 正誤をつけよ。

管理者は、**少なくとも毎年1回**集会を招集しなければならないが、集会は、**区分所有者全員**の同意があるときは、**招集の手続を経ないで開くことができる。**

【答え】 正しい

★ <<ポイント>> **集会の招集** 【宅建 ★基本頻出】

管理者は、**少なくとも毎年1回**集会を招集しなければならない。（区分法 34 条 2 項）

★ <<ポイント>> **招集手続の省略** 【宅建 ★基本頻出】

集会は、区分所有者**全員の同意**があるときは、**招集の手続を経ないで開くことができる。**
(区分法 36 条)